



板倉町不妊・不育治療費助成事業のご案内

板倉町では、不妊及び不育症のため子どもを希望しながら恵まれない夫婦の支援を図るために、不妊及び不育治療費の一部を助成します。

1 助成対象となるかた 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たすもの

- ・夫婦又は夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（基準日；申請日）
- ・交付決定時に町内に住所があること
- ・同一世帯の全員が町税及び国民保険税の滞納がないこと
- ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること

2 対象となる治療法 ※文書料や入院費、食事代など治療に直接関係のない経費は除きます。

一般不妊治療	■ タイミング療法、薬物療法、手術療法などの不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く）
特定不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関所在地の都道府県が指定した医療機関において実施する体外受精又は顕微授精であること。 ■ 1回の治療は採卵準備のための投薬開始から、受精（体外受精または顕微授精）、胚移植に至るまでの部分。以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も含む。 ■ 対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・卵胞が発育しない等により、卵子採取以前に治療を中止した場合 ・凍結された卵子、受精胚の管理料（保存料）
男性不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定不妊治療のうち、精子を精巣等から採取するための手術及び精子凍結料【想定している男性不妊手術】 <ul style="list-style-type: none"> ・精巣内精子回収法（TESE）、精巣上体精子吸引法（MESA）、精巣内精子吸引法（TESA）、経皮的精巣上体精子吸引法（PESA） ■ 対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・検査費用、凍結された精子の管理料（保存料）
不育治療	■ 専門医により不育症と診断され、医師が必要と認めた検査及び治療であること。

3 助成額及び回数・期間

治療に要する経費のうち自己負担額の2分の1以内の額で、下表のとおり（1円未満の端数は切り捨て）

治療法	助成額上限（年度又は1回）	回数・期間
一般不妊治療	5万円/年度	通算5か年度まで
特定不妊治療	10万円/回	通算6回まで
男性不妊治療	15万円/回	通算6回まで
不育治療	30万円/年度	通算5か年度まで

※特定不妊治療、男性不妊治療については、「群馬県不妊に悩むかたへの特定治療支援事業」による助成の対象となる場合、治療費からその助成額を差し引いた額に対する2分の1以内の額となります。

4 申請期限

3月31日

原則として、治療が終了した日の属する年度末までに必要書類を揃え申請してください。

5 申請に必要な書類 ※平成31年4月1日より様式が新しくなりました

- 板倉町不妊及び不育治療費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- 板倉町不妊及び不育治療費助成事業医療機関受診証明書（別記様式第2号）
- 治療に係る領収書
- ご夫婦それぞれの健康保険証 ※写しでも大丈夫です
- 印鑑
- 戸籍謄本（夫婦どちらかが町外にお住まいの場合のみ必要）
- 群馬県不妊に悩むかたへの特定治療支援事業承認決定通知書（県の助成を受けたかたのみ必要）

問合せ 板倉町保健センター 0276-82-3757